

# 愛媛地方税滞納整理機構事務補助職員（会計年度任用職員（フルタイム））採用試験案内

令和4年5月16日

愛媛地方税滞納整理機構 総務課

愛媛地方税滞納整理機構事務補助職員採用のための試験を次のとおり行います。

- 試験日 令和4年5月20日（金）
- 受付期間 令和4年5月16日（月）10：00～令和4年5月18日（水）17：15
- 試験会場 愛媛地方税滞納整理機構（松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階）
- 採用予定日 令和4年6月1日

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
事務補助職員 地方公務員法（令和2年4月1日改正後）第22条の2 第1項の会計年度任用職員	1人	愛媛地方税滞納整理機構	事務補助業務等に従事します。

## 2 受験資格

- (1) 平成16年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

## 3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
作文試験	50点	補助事務遂行に必要な一般的な知識教養と表現力等を評価するため、作文試験を行います。 なお、テーマは、試験当日、発表します。 (400字～600字程度、60分。)
面接試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※ 各試験種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

## 4 試験の日時、場所

- (1) 試験日時 令和4年5月20日（金）午後1時30分～ 開場は午後1時予定)
- (2) 試験実施場所 愛媛地方税滞納整理機構  
(松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階)

## 5 受験申込み方法

### (1) 受付期間

令和4年5月16日（月）～令和4年5月18日（水）（17時15分必着）

### (2) 申込方法

指定の「令和4年度 愛媛地方税滞納整理機構事務補助職員 採用試験申込書」（写真貼付）に必要事項を記入のうえ、下記の提出先へ持参又は郵送してください。

申込み先：〒790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階  
愛媛地方税滞納整理機構 総務課

## 6 試験結果の通知及び採用

(1) 採用試験の結果については、令和4年5月23日（月）頃に受験者全員に合否を通知します。

(2) 試験合格者は、令和4年6月1日付けで採用されます。

## 7 採用後の勤務条件

### (1) 任用期間

1会計年度（令和4年6月1日～令和5年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※任用回数、年齢による応募制限はありません。

### (2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分×週5日勤務

（パートタイムへの切替え不可。）

### (3) 休日

土曜・日曜・祝日のほか、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

### (4) 服務

事務補助職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

- ・ 服務の宣誓（第31条）・ 秘密を守る義務（第34条）
- ・ 職務に専念する義務（第35条）・ 政治的行為の制限（第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（第37条）・ 営利企業への従事等の制限（第38条）

### (5) 給与等

① 1年目は月額146,830円の基本給が支給されます。

② 令和5年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります。

③ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当等が支給されます。

④ 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

⑤ 継続勤務期間が12月を超えると、地方職員共済組合に加入します。

※これらの勤務条件は、改定されることがあります。

## 8 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、愛媛地方税滞納整理機構個人情報保護条例（平成18年条例第18号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、基準に達しない試験がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から1月間	愛媛地方税滞納整理機構 総務課

- (2) 開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）に愛媛地方税滞納整理機構総務課へ直接お越しください。
- (3) 電話、はがき等による開示の請求はできません。

## 9 お問い合わせ先

申込方法等に関しては、愛媛地方税滞納整理機構総務課へお問い合わせください。

〔電話089-913-5886〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。